〔別紙一〕

〔同上〕

四　特定無線設備の種別

〔同上〕																												
第二条第一項第十一号の二十九の無線設備	○	○	○	○											○			○										
第二条第一項第十一号の三十の無線設備	○	○	○	○	○注13										○	○		○										
第二条第一項第十一号の三十一の無線設備	○	○	○	○											○			○										
第二条第一項第十一号の三十二の無線設備	○	○	○	○		○注13									○	○		○										
第二条第一項第十一号の三十三の無線設備	○	○	○	○											○			○										
〔同上〕																												
第二条第一項第十九号の四の三	○	○	○	○		○注13												○										
第二条第一項第十九号の五	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の六	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の七	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の八	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の九	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の十	○	○	○	○											○		○	○										
第二条第一項第十九号の十一	○	○	○	○											○		○	○										
〔同上〕																												
第二条第一項第五十四号の五の無線設備	○	○	○	○											○			○										
第二条第一項第五十四号の六の無線設備	○	○	○	○	○注13										○	○		○										
〔同上〕																												